

## 麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について(再周知)

標記の件について、令和6年2月26日付けで厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課・予防接種課から事務連絡が発出されました。

今般、海外において、麻しんの流行が報告されており、特にヨーロッパ地域における症例報告数は前年度の30倍以上に急増し、入院を要する重症例や死亡例も確認されています。また、訪日外客数が多い地域である東南アジア地域についても、世界的に麻しんの症例報告数が多い地域のひとつとなっています。

また、国内においては、既に海外からの輸入症例が契機と考えられる事例報告もあり、今後、輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。

つきましては、当該通知を踏まえた下記の対策に関し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### <医療機関における対応>

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。
- 2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
- 3 診断においては、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。  
（※）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法15条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 4 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2回以上の接種）を確認していることが望ましい。
- 5 海外渡航予定のある者を診察する場合、2点について広く周知すること。

#### （1）海外渡航前の注意事項

- ・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
- ・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認すること。
- ・ 過去2回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。
- ・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。

## (2) 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項

- ・ 渡航後、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
- ・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関を受診すること。また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達すること。
- ・ 医療機関を受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

### <関係資料>

上記の対応等の際し、必要に応じて、下記の関係資料をご活用ください。

- ・ 麻しんについて（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

- ・ 麻しんの感染事例に関する啓発リーフレット

「麻しん（はしか）」の感染事例が報告されています！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001131749.pdf>

「麻しん（はしか）」は世界で流行している感染症です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001221742.pdf>

令和5年度麻しん風しん1期2期勧奨リーフレット

[https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kansen/measles-rubella/mr.files/R5\\_MR\\_reaf.pdf](https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/kansen/measles-rubella/mr.files/R5_MR_reaf.pdf)

- ・ 麻しん対策・ガイドラインなど（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/guidelines.html>